

宿泊施設誘致調査等業務 仕様書（企画提案用）

1 業務名

宿泊施設誘致調査等業務

2 業務目的

徳島県における宿泊キャパシティーの拡大や、宿泊者数・観光消費額の増加に直接つながる宿泊施設の立地に向け、調査・分析・戦略策定を実施することにより、的確な誘致活動につなげる。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

4 業務内容

受託者は、各種データ・調査等を通じ、国内外の市場動向等を明らかにし、本県が宿泊施設を誘致する際の強みや課題等を整理し、誘致戦略の策定を行う。

(1) 戦略策定の基礎となる各種データの収集・整理

ア 県内宿泊施設に対する調査

県内宿泊施設（ホテル・旅館・民泊施設等）の運営状況やキャパシティー、築年数、施設形態、宿泊者層等を踏まえ、新たな宿泊施設の立地可能性を調査すること。

イ 旅行者の動向に関する調査

国内外・県内外の観光動向、本県を訪れる旅行者、本県に宿泊せず他都道府県に流れている旅行者動向などを調査し、本県の潜在的な宿泊需要を明らかにすること。

ウ 県内の未利用地等の整理

誘致活動にあたり、事業者に提示できるよう、公有地を中心に未利用地など立地につながる可能性のある土地を整理すること。

エ 宿泊施設立地の可能性がある事業者の調査

今後、本格的な誘致活動を行う上で、立地可能性があると見込まれる国内外のホテル・不動産事業者等を調査・抽出すること。

※調査に当たっては、既存の本県の宿泊施設支援制度等も周知すること。

オ 他都道府県・市町村の誘致施策の調査

他都道府県・市町村の誘致施策、実績や成功事例などを調査すること。

(2) 調査結果の分析、誘致戦略（案）の策定

- (1) で収集・整理したデータ等を踏まえ新たな宿泊施設の誘致戦略（案）を策定すること。
- ・行政に期待される支援・制度、土地条件、販促ツール、事業収支の予測を行う上で必要な情報など、事業者が本県への新規立地を前向きに検討するに当たり必要な内容を盛り込むこと。
 - ・「徳島市周辺」、「鳴門市周辺」、「県南部」、「祖谷・大歩危」などエリアごとに分析し、可能性のある施設形態、ターゲットとなる旅行者層、事業者の案等を示すこと
 - ・分析に当たっては、観光庁が公表しているデータなどオープンデータも活用すること。
 - ・本県に宿泊施設が立地した場合の経済効果、地域への影響、課題が生じる場合の解決策を示すこと。
 - ・立地に係る補助制度について、どのような補助制度を設けることが効果的か、また、その場合、税金として回収が可能かを示すこと。
 - ・誘致から開業までのプロセスなど中長期的なスケジュールを示すこと。
 - ・県の求めに応じ随時進捗を報告すること。

(3) その他

- (1)、(2)のほか、業務目的を達成するために必要な取組について、自由に提案すること。

5 成果物の納入

- (1) 業務完了報告書 書面5部（カラー）及び電子データ（電磁的記録媒体は任意）
※調査・分析結果、誘致戦略（案）を含む。
※県が必要に応じ、複写・修正できるよう、パワーポイントやワード等で作成すること。
- (2) その他 県が業務の確認に必要と認める書類及び写真等
- (3) 納入場所 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県商工労働観光部観光政策課観光産業担当
T e l : 088-621-2314
メール : kankouseisakuka@pref.tokushima.jp

6 特記事項

- (1) 業務内容等は、県及び連携先等と十分協議しながら進めること。
- (2) 業務の実施に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、県がその損害を県の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、県もその損害を負担するものとし、負担額は県と受託者の協議で決定する。

- (3) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。また、成果物及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、県の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) 成果物に係る著作権の処理を済ませたものの所有権は、全て県に帰属するものとする。また、成果物に係る著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）は、全て県に帰属する。さらに、著作者人格権については、これを公使しないこと。
- (5) 成果物の著作権その他全ての権利等について、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。また、音楽等の著作権、肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応すること。
- (6) その他、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (7) 県が行う成果物の二次使用・再編集等について、県の判断で行うことができるものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議の上、決定する。